

る事故時運転操作手順書としては、事象ベースの「Ⅱタービン・電気編 第12章 外部系統事故 12-4 全交流電源喪失」（以下「手順書2」という。）を挙げたうえで、手順書で規定しているHPCIでの原子炉水位確保とICでの原子炉圧力調整が、直流電源盤の被水による影響で実施できなかったとしている。さらに原子炉への注水に全て失敗した場合及びPCVの除熱に失敗した場合の対応として、シビアアクシデント対応の「2. AM設備操作手順書（2-2 消火系（FP）」（以下「手順書3」という。）及び「2. AM設備操作手順書（2-3 不活性ガス系（耐圧強化ベント）」を参考として操作を行ったものとしている。

2-① 手順書2の操作のポイントにおいて、「不用意な運転操作によってICの運転継続を損なわせてはならない」とされているが、津波襲来前には大津波警報発令等を受けて、手順書2の適用について念頭にあったか。

【回答】

外部電源が失われていたものの、非常用ディーゼル発電機が起動しており、通常のスラム対応（手順書1の操作）により、事象を収束出来ると考えていたため、津波襲来前は、手順書1（事故時運転操作手順書 事象ベースの「Ⅰ原子炉編 第1章 原子炉スクラム事故（B）主蒸気隔離弁閉の場合」）で対応していた。

なお、影響が出るような津波が来るとの認識はしていなかったと記憶している。

2-② 事故報告書では、「ICは弁開閉表示が確認できない状態であり、また、HPCIは制御盤の表示灯が消灯していたことから起動不能と判断した」としているが、状態確認や開閉操作は現場でできなかったのか。ICにつ